

【支援業務の概要に関する事項】

<p>6. 支援対象者</p>	<p>精神障害者 知的障害者 身体障害者</p>
<p>7. 業務内容 具体的な実施方法、委託等の有無及びその内容等について記載してください。</p> <p>要配慮者から対価を得て行う場合においては、当該業務の内容、対価及び提供の条件に関する事項を記載してください。</p>	<p>「賃貸住宅への入居に関する情報提供、相談その他の援助」</p> <p>①住まい探しに係る相談 ②物件内覧時の同行 ③契約手続き等の支援 ※成約時に宅建業法に基づく仲介手数料</p> <p>④サブリース ・精神科病院に社会的入院を余儀なくされている方の退院後の住まいをサブリースを行ったうえで提供。 ・精神疾患の為、近隣トラブルなど、引越しを余儀なくされている方の住まいをサブリースを行ったうえで提供。 ・保証人がいない、疾患等で入居を断られる方への住まいをサブリースを行ったうえで提供。 ・触法障がい者の退院後、出所後の住まいをサブリースを行ったうえで提供。 ※サブリース月 36 千円～（生活保護受給者は住宅扶助の範囲内の金額）</p> <p>「入居者の生活の安定・向上に関する情報提供、相談その他の援助」 ・入居後は看護師による訪問で、初期段階での病状変化を察知し、病院と連携を取りながら見守りする。 ※訪問看護の利用料は契約内容による。</p> <p>各地域の保健福祉センター、役所の健康課や障害福祉課、障がい者基幹相談支援センター、地域の包括支援センター、生活保護者の場合は福祉事務所と連携し見守りを強化する。また金銭管理が苦手な方には、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業などの加入を促すなど社会資源を活用し入居後の生活をサポートする。</p> <p>「賃貸人への情報提供」 ① 物件検索時における、電話での説明。 ② 面会機会があればパンフレットを用いて説明。</p> <p>「その他付帯業務」 ・火災保険加入及び更新、賃貸契約更新の補助。 ・滞納時のコンサルティング。 ・室内設備等の住まいに関する相談窓口。 ※賃貸契約上、入居者にて対応する軽微な対応依頼をする場合は、1回3,000円出張費及び作業費の実費が必要。</p> <p>「家賃債務の保証」に関しては行う備えがある。</p>

<p>8-1. 連携内容 地方公共団体との連携・協働に向けた取組について記載してください。</p>	<ul style="list-style-type: none">・福岡市、北九州市及び中間市居住支援協議会に構成員として参加・福岡県住宅確保要配慮者居住支援法人連絡協議会へ参加・福岡市社会福祉協議会と連携を図り、要配慮者の住まい探しを実施。
<p>8-2. 連携内容 要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携・協働に向けた取組について記載してください。</p>	<ul style="list-style-type: none">・各地域の保健福祉センター、役所の健康課や障害福祉課、障がい者基幹相談支援センター、地域の包括支援センター、生活保護者の場合は福祉事務所と連携し見守りを強化する。また金銭管理が苦手な方には、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業などの加入を促すなど社会資源を活用し入居後の生活をサポートする。・居住支援活動について理解を得られた賃貸人及び不動産管理会社と連携し、サブリース用の物件提案を依頼する。・債務保証会社と連携し、入居中の生活支援サービスも含めた内容での債務保証審査を行う。
<p>9. 人材育成 支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する取組について記載してください。</p>	<p>法改正に応じた教育の継続を外部講師の講義により理解を深めます。 ～BCP 研修・訓練～ 【開催時期】：社内 WEB にて月1回程度（医療分野含めて） 【対象者】：住宅支援部・医療従事者・看護師・事務スタッフ</p> <p>～研修等の参加について～ 国、各都道府県の居住支援協議会、全国居住支援協議会が主催するセミナー・勉強会の参加。</p>
<p>10. 実施効果等 要配慮者の生活安定向上にどのように寄与するか等を記載してください。</p>	<ul style="list-style-type: none">・社会的入院を解消し、住みたい地域で暮らす権利の実現。・保証人がいない方に対しても、住まい確保の機会創出。・サブリースの場合は、入居後も弊社が貸主として住まいの相談窓口になる為、安心した暮らしを送ることができる。・訪問看護を通じた継続的な見守りが病状安定につながり、地域での自分らしい暮らしをお手伝いできる。・生活の基盤となる住まい確保の実現により、触法障がい者の社会復帰のサポートが行える。

